

発行

鹿沼警察署
上野町交番
上野町342番地3
電話 65-1333

上野坂



交通反則通告制度（青切符）導入!!

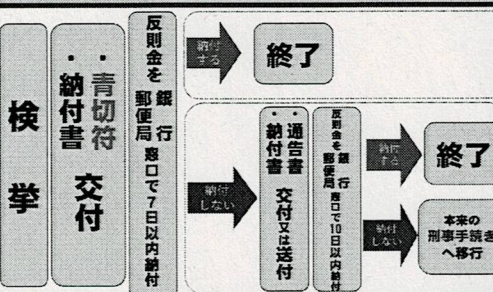
令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入されました。

自転車安全利用五則等を遵守し、安全で適正な利用をしましょう。

自転車違反

2026年4月1日
青切符導入

16歳以上が対象



青切符の対象となる違反行為の例

- ①重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
・携帯電話使用等、遮断路切立入り、自転車制動装置不良
- ②実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき
・信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけたとき
・違反を同時に2つ以上行っている（傘を差しながら信号無視）など
- ③警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったときなど

自転車の主な交通違反

- 並進走行・二人乗り: 3,000円
- 歩道通行時の通行方法（横行・停止）: 3,000円
- 指定場所一時不停止等: 5,000円
- 傘差し・イヤホン使用: 5,000円
- 右側通行: 6,000円
- 信号無視: 6,000円
- 遮断路切立入り: 7,000円
- 携帯電話使用等（保持）: 7,000円
- TOCHIGI POLICE: 12,000円

詳しくはこちらから

交通反則通告制度

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符（反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面）が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続きへは移行せず、起訴されない（いわゆる「前科」もつかない）制度をいいます。

消費者月間について

5月1日から31日までの一か月間、安全・安心で豊かにくらすことができる社会を実現するため、関係行政機関と連携して各種啓発活動を実施します。

最近では、悪質商法や詐欺が巧妙化して、消費者トラブルに遭うリスクも年々高まっています。

おかしいと感じたら、料金を支払う前に最寄りの警察署や消費生活センターに相談してください。警察安全相談電話は「#9110」へ。